

1. 介護保険運営協議会で議論する主な事項

(1) 介護保険事業全般の運営状況に関する事項

①介護保険特別会計の事業運営に関する事項

介護保険特別会計予算決算、介護保険費用の動向、地域支援事業の実施状況、

介護保険料の賦課・徴収等

②介護保険事業計画の進行状況の管理に関する事項

③介護サービス及び事業者に関する事項

要介護認定の実施状況、介護保険サービスの利用状況、介護サービス指定事業者等の状況等

(2) 地域密着型サービスの運営状況に関する事項

①地域密着型サービスの新規指定・指定更新の審査。審査結果に応じて、指定にあたっての条件付与等が可能。

・ 地域密着型通所介護以外のサービス：全件諮詢

・ 地域密着型通所介護：以下のア～ウに該当する場合は諮詢

ア 新規指定の場合

イ 宿泊サービスを行う事業所に係る指定更新の場合

ウ 条例等の法規に違反している又は違反の懸念がある事業所に係る指定更

新の場合など、市が特に諮詢を要すると認める場合

②地域密着型サービスの利用状況・事業運営に関する事項

③地域密着型サービスの指導・監査状況に関する事項

④地域密着型サービスの整備・普及促進に関する事項

(3) 地域包括支援センターの運営状況に関する事項

①地域包括支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関する事項

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

②地域包括支援センターの行う業務に係る方針に関する事項

③地域包括支援センターの事業評価など、地域包括支援センターの運営に関する事項

④地域包括支援センターの職員の確保に関すること

⑤その他の地域包括ケアに関すること

参考：介護保険運営協議会の所掌事務に関する関係規定

1. 松戸市条例

◎松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）

（松戸市介護保険運営協議会）

第5条 介護保険の適切かつ円滑な実施を図るため、松戸市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険特別会計の事業運営に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理に関すること。
- (3) 介護サービス及び事業者に関すること。

◎松戸市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第42号）

（運営方針）

第3条

2 地域包括支援センターは、松戸市介護保険運営協議会（松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）に規定する松戸市介護保険運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

2. 国の法令・通知

◎介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第78条の2

7 市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 更新時については、法第78条の12において準用する第70条の2第4項の規定によって、新規指定時の規定が準用される。

（地域包括支援センター）

第115条の46

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

（実施の委託）

第百十五条の四十七 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

◎介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省第 36 号）

（法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準）

第 140 条の 66 法第 115 条の 46 第 6 項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

二 法第 115 条の 46 第 5 項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参考すべき基準次のイ及びロに掲げる基準

- 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第 140 条の 67 の 2 市町村は、包括的支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合においては、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 一 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 二 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 三 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 四 第一号介護予防支援事業の実施方針
- 五 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- 六 法第 115 条の 48 第 1 項に規定する会議の運営方針
- 七 当該市町村との連携方針
- 八 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保の方針
- 九 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

◎地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）

7 地域包括支援センター運営協議会

（3）所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。総合事業の実施を猶予する市町村においては、なお従前の例により、改正前の本設置運営要綱 7(3)のとおりとする。

① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ア センターの担当する圏域の設定
- イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
- エ センターが第 1 号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

② センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知 3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

③ センターの運営に関すること

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- b 前年度の事業報告書及び収支決算書
- c その他運営協議会が必要と認める書類

イ 運営協議会は、3(1)④アの市町村の点検・評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、ア b の事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案しながら点検・評価を行うこととする。

(運営全体に関するもの)

- a 組織・運営体制
 - ・担当する区域における高齢者のニーズの把握を行っているか
 - ・職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか
 - ・ブランチ等との連携の向上につとめているか
- b 個人情報の保護
 - ・責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか。
- c 利用者満足の向上
 - ・適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか
 - ・安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか
- d 公平性・中立性の確保
 - ・公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか

(個別の業務に関するもの)

- e 総合相談支援業務
 - ・相談内容ごとの対応状況が把握（進捗管理）できているか
- f 権利擁護業務
 - ・成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか。
- g 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができているか
 - ・介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか
- h 介護予防に係るケアマネジメント
 - ・多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか
- i 市町村事業との連携
 - ・在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか。

上記のほか、市町村が必要と認めるもの

④ センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

⑤ その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

また、4(3)に規定する地域ケア会議の目的・機能に合致し、地域づくり、資源開発、政策形成等にかかる検討を行う場合は、地域ケア会議とみなして差し支えない。